

発熊議第 171-1 号
令和 3 年 3 月 16 日

各郡町村議会議長会会長 様

熊本県町村議会議長会
会長 稲 田 忠 則

「令和 3 年度町村議会議長・副議長研修会」及び
「県関係国会議員への要望」の開催について（通知）

平素より、本会の会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国町村議会議長会は、別添 1 のとおり、令和 3 年 5 月 19 日（水）、LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）において、令和 3 年度町村議会議長・副議長研修会を開催いたします。

また本会は、別添 2 のとおり、翌日 5 月 20 日（木）、ホテルグランドアーク半蔵門において、「県関係国会議員への要望」を開催いたします。

つきましては、貴郡内町村の出席者について、「出欠報告書」にお取りまとめをいただきますようお願い申し上げます。

※ 本研修会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）からの感染対策に係る要請を踏まえ、受講者数が会場定員数の半分に制限されるため、各都道府県の座席数は、管内町村数に各都道府県町村議会議長会 1 名分を加えた人数以内（熊本県は 32 席）となります。したがって、本研修会は各町村の議長又は副議長のどちらか 1 名のみの受講となり、随行者は受講ができませんので、ご了承ください。

ただし、座席数内であれば、随行者も含め調整は可能ですので、申し添えます。

※ 国会議員要望につきましては、その趣旨から、各郡理事（郡町村議会議長会会長）のご出席を賜りますよう、よろしくお願いいたします。また、随行者のご出席も可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、開催中止あるいは開催方法の変更等の可能性がありますので、あらかじめお含みおきください。

【別添 1】

令和 3 年度町村議会議長・副議長研修会 開 催 要 領

1 目 的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。

このような中、町村議会においては、自主的な活性化の取組みを積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の理解と信頼の向上に取り組むことが求められている。

こうしたことから、今回、議会の重責を担う議長又は副議長を対象に、町村議会が果たすべき役割の重要性や課題を再確認し、それぞれの議会の一層の活性化に資することを目的に令和 3 年度町村議会議長・副議長研修会を開催するものである。

2 日 時 令和 3 年 5 月 1 9 日（水） 1 3 時～1 7 時

3 場 所 LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）
〒1 5 0－0 0 4 2
東京都渋谷区宇田川町 1－ 1
電話：0 3－5 4 5 7－3 3 0 4

4 対 象 者 各町村議会の議長又は副議長

5 内 容 別紙 1 「日程（案）」のとおり

6 そ の 他

- (1) 開催にあたっては、LINE CUBE SHIBUYA からの要請により、別紙 2 「LINE CUBE SHIBUYA 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく対策を講じますので、ご理解とご協力をお願いします。
- (2) 各都道府県の座席数は、管内町村数に各都道府県町村議会議長会 1 名分を加えた人数以内となります。各都道府県において座席数内で町村随行者も含め、出席者の調整をお願いします。
- (3) 受講希望者数の報告に基づき、後日、受講者名簿の提出、座席の指定及び受付票の配布をご依頼させていただきます。
- (4) 研修会終了後、議長会プレミアム（会員専用ページ）に本研修会の講演を、期間を定めて動画により公開する予定です。
- (5) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本研修会の開催方法を変更させていただくことがございますので、ご了承ください。

令和 3 年度町村議会議長・副議長研修会日程（案）

日 時：令和 3 年 5 月 19 日（水）

場 所：LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）

研修時間	研修テーマ・講師
11:30～	－ 受 付・開 場－
13:00～13:05	開会あいさつ 全国町村議会議長会会長 松尾 文則
13:05～14:15	「町村議会のあるべき姿（仮）」 山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏
14:15～14:30	－ 休 憩－
14:30～15:35	「議会におけるハラスメント（仮）」 弁護士 太田 雅幸 氏
15:35～15:50	－ 休 憩－
15:50～16:55	「地方議会のデジタル化（仮）」 関東学院大学法学部地域創生学科講師 廣川 聡美 氏
16:55～17:00	閉会あいさつ 全国町村議会議長会副会長 南雲 正

利用者用 令和 2 年 12 月 15 日版

※政府からの要請や新型コロナの拡大などの状況によって変更の可能性があります

LINE CUBE SHIBUYA

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、施設再開に際して、感染予防に対する最大限の対策を実施することが前提条件として不可欠です。

今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。以下に従って、各主催者は新型コロナウイルス感染症対策の方針を示す書面を開催の 2 週間前までに提出してください。その書面をもって、渋谷公会堂指定管理者と主催者で開催について協議いたします。

<本ガイドラインの位置づけ>

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 4 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日。以下「提言」という。）に向けて公益社団法人全国公立文化施設協会が作成したガイドラインに基づき、LINE CUBE SHIBUYA が、劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条に規定する「劇場、音楽堂等」をいう。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として作成するものです。

<公演当日の対策>

（1）周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

・ 渋谷区「新型コロナあんしんチェックインサービス」、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の登録要請、および来館日時を記録しておくことを推奨

（２）来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。

① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

④ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合等

- ・ マスクを着用していない来場者には、マスクを配布してください。

・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。

- ・ 施設入口に手指消毒液用の消毒液を設置し、手指消毒を徹底してください。

・ 施設入口の行列は、最低 1 m（できれば 2 m を目安に）の感覚を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫してください。

- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。

・ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等の配布を行う際はマスクや手袋の着用を徹底してください。

- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

（３）当日券の取り扱い

・ 次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者はチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請してください。

・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。

・ チケット窓口の行列では、最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。

・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

（４）公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）に努めてください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- ・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

（５）公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

（６）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

（７）物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、最低 1m（できるだけ 2 mを目安に）の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

（８）来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

＜公演後の対策＞

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

（９）10月1日追加事項：以下の項目を厳守いただくことを開催の条件とします

1. 観客をあおり、声を出すことを誘導するような演出をしないでください
2. 大声を出したものに注意できる人員を配置してください
3. 大声を出さないことへの担保は、公演前のアナウンスや貼り紙等で周知してください

【別添２】

県関係国会議員への要望 開催要領

- 1 日 時 令和３年５月２０日（木） 午前９時３０分～午前１１時
- 2 場 所 ホテルグランドアーク半蔵門 ３階 華の間※
東京都千代田区隼町１番１号
TEL ０３－３２８８－１６２８
※ ホテル内の部屋は変更になる可能性があります。
- 3 要 望 者 熊本県内町村議会議長・副議長
- 4 要 望 先 熊本県関係国会議員（選挙区・比例代表）
衆議院議員 ６名 参議院議員 ８名（別紙３のとおり）
- 5 要望内容 ２月１９日開催の第７１回定期総会において採択された、県・各郡提出要望（別紙４）の実現方
- 6 次 第（予定）
 - （１） 開会
 - （２） 出席国会議員紹介
 - （３） 会長挨拶
 - （４） 国会議員代表挨拶
 - （５） 県提出要望
 - （６） 各郡提出要望
 - （７） 出席国会議員より挨拶・回答
 - （８） 意見交換
 - （９） 御礼のことば
 - （１０） 閉会
- 7 そ の 他 当日の服装は、上着着用、ネクタイなしでお願いいたします。

要望先県関係国会議員一覧

令和3年3月16日現在

【衆議院議員】

氏 名	選挙区/比例代表	政 党
木原 稔 様	熊本1区	自由民主党
野田 毅 様	熊本2区	自由民主党
坂本 哲志 様	熊本3区	自由民主党
金子 恭之 様	熊本4区	自由民主党
江田 康幸 様	比例代表（九州ブロック）	公明党
矢上 雅義 様	比例代表（九州ブロック）	立憲民主党

【参議院議員】

氏 名	選挙区/比例代表	政 党
松村 祥史 様	熊本	自由民主党
馬場 成志 様	熊本	自由民主党
藤木 眞也 様	比例代表	自由民主党
小川 克巳 様	比例代表	自由民主党
進藤 金日子 様	比例代表	自由民主党
藤末 健三 様	比例代表	無所属（院内会派：自由民主党）
本田 顕子 様	比例代表	自由民主党
宮崎 雅夫 様	比例代表	自由民主党

※ 当日のご出席の有無は、現時点では未定です。

別紙 4

【県提出要望】

- 「平成 28 年熊本地震」からの復旧・復興に関する要望
- 「令和 2 年 7 月豪雨災害」からの復旧・復興に関する要望
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

【各郡提出要望】

	件 名	提出郡名
第 1	町道金木鶴越線 かなぎつるごゑ の事業促進について	下益城郡
第 2	災害時における緊急迂回路（作業道小津峰線 こづみねせん ・柳谷線 やなぎたに ）の災害復旧促進について	下益城郡
第 3	地域高規格道路 有明海沿岸道路（熊本県側）の早期整備について	玉名郡
第 4	著しい交通渋滞緩和のための国道及び県道整備の早期着工について	菊池郡
第 5	阿蘇くまもと空港のアクセス道路改善と阿蘇及び県北地域への渋滞緩和の推進について	菊池郡
第 6	中九州横断道路の早期整備について	菊池郡
第 7	「平成 28 年熊本地震」に関する鉄道の早期復旧と財政支援について	阿蘇郡
第 8	阿蘇地域における道路網の整備促進について	阿蘇郡
第 9	九州中央自動車道の早期完成及び主要地方道矢部阿蘇公園線未供用区間の早期着工について	上益城郡
第 10	熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について	上益城郡
第 11	益城町の平成 28 年熊本地震からの復旧復興について （都市計画道路益城中央線（主要地方道熊本高森線）の早期整備） （益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の推進）	上益城郡
第 12	矢形川 やかたがわ 改修事業の促進について	上益城郡
第 13	河川の整備促進について	八代郡
第 14	令和 2 年 7 月豪雨からの早期の復旧・復興への支援について	葦北郡
第 15	交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について	葦北郡
第 16	球磨川における抜本的な治水対策の促進について	球磨郡
第 17	球磨地域幹線道路網の整備促進について	球磨郡
第 18	天草地域の道路整備促進について	天草郡

ACCESS アクセス

LINE CUBE SHIBUYA LOCATION



LINE CUBE SHIBUYA

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 1-1

交通アクセス

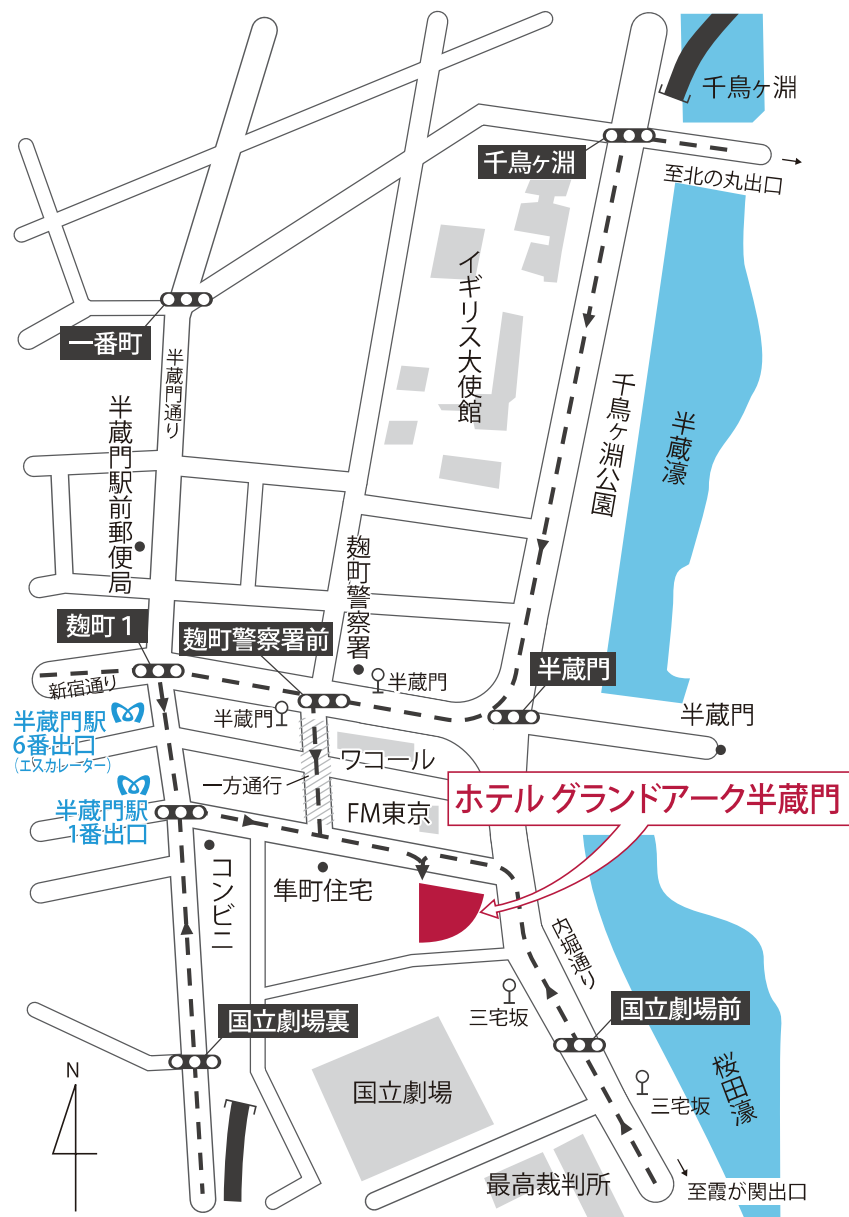
JR山手線 渋谷駅より徒歩13分

JR山手線 原宿駅より徒歩13分

東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅より徒歩13分

*駐車場のご準備はございませんので公共交通機関をご利用ください。

ホテル グランドアーク半蔵門周辺拡大図



■お車で越しの方は、矢印にそってお進みください。



電車

東京駅	東京メトロ丸の内線	大手町駅	東京メトロ半蔵門線	半蔵門駅	1番出口より徒歩2分	ホテル
新宿駅	都営地下鉄新宿線	九段下駅		半蔵門駅	6番出口より徒歩3分 (エスカレーター有)	
渋谷駅	東京メトロ半蔵門線			麹町駅	1番出口より徒歩7分	
池袋駅	東京メトロ有楽町線					

バス

四谷駅	都営バス 晴海埠頭行き	三宅坂	徒歩2分	ホテル
日比谷	都営バス 四谷駅行き			

車

東京駅	タクシーにて約10分	ホテル
首都高速道路 霞が関出口	約5分	

ホテル グランドアーク半蔵門 東京都千代田区隼町 1-1 TEL. 03-3288-0111
<https://www.grandarc.com>

※誠に恐れ入りますが駐車場の台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。